



すずか

発行/鈴鹿市農業委員会
編集/広報研修委員会
TEL382-9018



農村女性アドバイザー 藤田はる美さん

ご夫婦とパートタイムさん7名で観葉植物・多肉植物の生産販売を行っている藤田はる美さんは、三重県の農村女性アドバイザーとして活動されています。藤田さんに農村女性アドバイザーと農業経営についてお話を聞きました。

主な内容

女性農業者にインタビュー

P2

農林水産課からのお知らせ・農業委員会の活動報告

P3

農業委員会からのお知らせ

P4



女性農業者にインタビュー

Q 農村女性アドバイザーになったきっかけは。

A 先輩のアドバイザーや普及センターの方から勧められて、平成17年からアドバイザーに認定されました。

Q どんな活動をしていますか。

A 県内外の農業の先進事例の視察や、公民館等での寄せ植作り教室を行っています。

コロナ禍で対面での活動が出来なかった時は、インターネット配信で寄せ植作り教室を開催しました。



Q アドバイザーになってよかったことは。

A 研修会等で、県内の様々な職種の農家の方と知り合えたこと。アドバイザー同士の交流で、農場で収穫体験をさせてもらったり、六次産業や経営方法等の話を聞くことができました。アドバイザーにならなかつたら、交流することが出来なかったので、よかったと思います。

Q 農業経営で大変なことは。

A 作業の割り振りを考えること。

季節に合わせた寄せ植え・付加価値を付けた商品を作って販売していることから、植物の生産も大変ですが、パートタイムさんそれぞれの都合に応じた勤務や、植物の生育状況、納期を考えながら、作業の配分を決めていかないといけないので。

Q 今後について。

A 今は、販売だけですが、あと2年程でアドバイザーを定年となるので、事務所の一部を整備して寄せ植えの体験教室を開くことが出来ればいいなと思っています。



農村女性アドバイザーとは

農山漁村において農林水産業や地域活動に意欲的に取り組む女性で、三重県から農村女性アドバイザーと認定された方です。鈴鹿市では、藤田さんを含め4名の方が農村女性アドバイザーに認定され活動しています。

『全国農業新聞』を読みませんか

- ◎農家のための農業経営や最新情報を発信しています
- ◎発行日は毎週金曜日(月4回) ◎購読料は1ヶ月700円(送料込み)
- ★お申込みは農業委員会事務局まで



農林水産課からのお知らせ

スクミリングガイ(ジャンボタニシ)対策にご協力ください。

市内各所でスクミリングガイ(ジャンボタニシ)の発生が確認されています。

適期防除に努めて、被害拡大の防止に努めましょう。

越冬した個体は、水田に水を張り始めると活動を再開してしまいます。

春季の対策では、越冬した個体を他のほ場に広げない、自分のほ場に侵入させないことが重要です。



写真提供：農研機構

春季の対策

取水口へのネットの設置(入水前)

水路を通過してタニシがほ場に侵入するのを防ぐため、入水前には取水口に5mm以下の網目のネットや金網を取り付けましょう。

水田の浅水管理(移植後)

移植後、稚苗が成長するまでは、水深が深いほど被害が大きくなります。2～3週間ほどできるだけ1cm程度の浅水管理をし、タニシの活動を低下させましょう。

水田の浅水管理(移植後)

タニシと卵塊の除去(湛水期間中・適宜)

ほ場でタニシを見かけたときは、可能な範囲で殺菌しましょう。産卵頻度は3日～4日に一回程度で、鮮やかなピンク色をした卵塊1つに200～300個の卵がついているため、産卵期になると爆発的に数が増えます。

卵塊を見つけたら、すりつぶすか、産卵直後であれば水面に落とすなどして除去しましょう。卵には毒性がありますので、除去する際には素手で触らないようにしましょう。

農業委員会の活動を報告します

令和5年度「東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会」に参加しました

令和5年12月5日に愛知県名古屋市で開催された東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会に、豊田栄美子委員、上田みね子委員、大野久美子委員の3名が出席しました。

4年ぶりに東海・近畿ブロックの女性農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、一般社団法人会議ファシリテーター普及協会代表理事釘山健一氏を講師として「明るく前向きな雰囲気」の座談会の極意をテーマに研修が行われました。

参加した委員からは、「座談会の進め方を学ぶことが出来た。今後の業務に少しでも役立てていきたい。4年ぶりに他県の委員の方との交流が出来てよかった。」との感想をいただきました。

農業委員会だより第45号に掲載しました内容について誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
3ページ農地利用最適化推進委員(25名)住所欄 正「下大久保町」 誤「下大保町」

農業委員会からのお知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が義務付けられました。

正当な理由がなく、申請を怠ったときは、過料の適用対象となります。

また、令和6年4月1日以前に相続した不動産も、未登記であれば義務化の対象となります(令和6年4月1日から3年間の猶予期間あり)。

※詳しくお知りになりたい場合は、法務局へお問い合わせください。



申請書の提出締切日及び総会の開催予定日

「農地法」に基づき、農地の売買・貸借(農地法第3条)、農地を農地以外にする農地転用(農地法第4条・第5条)については、農業委員会の許可が必要になります。

農業委員会では、毎月1回総会を開催し、農地法その他法令に基づき審査を行っています。農地の権利移転等の許可申請を予定されている方は、右記の日程を参考に申請書の提出をお願いいたします。

開催時間: 午前10時から

場 所: 鈴鹿市役所本館12階1203会議室

(但し、第20回と第21回は1201会議室)

※傍聴の定員は先着5名。傍聴受付は開始30分前から開始し、同10分前に締め切ります。

	申請書締切日	総会開催予定日
第10回	3月21日	4月12日
第11回	4月19日	5月14日
第12回	5月21日	6月14日
第13回	6月21日	7月12日
第14回	7月19日	8月14日
第15回	8月21日	9月13日
第16回	9月20日	10月15日
第17回	10月21日	11月14日
第18回	11月21日	12月13日
第19回	12月18日	令和7年1月15日
第20回	令和7年1月21日	令和7年2月14日
第21回	令和7年2月21日	令和7年3月14日

『農業者年金』に加入しませんか



- ポイント① 農業者の方なら広く加入できます
- ポイント② 積み立て方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い制度です
- ポイント③ 保険料の額は月額2万円(一部特例あり)から6万7千円の間で自由に決められます
- ポイント④ 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります
- ポイント⑤ 税制面の優遇措置があります(支払った保険料全額が社会保険料控除対象)
- ポイント⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

★詳しくは農業委員会事務局又はJAまで

編集後記

1月1日に最大震度7を記録した令和6年能登半島地震が発生しました。お亡くなりになられた方々には追悼の意を表すとともに、被災されたすべての方々には、心からお見舞い申し上げます。

さて、今回は女性農業者を取材し、農村女性アドバイザーの活動や経営者としての貴重なお話を聞くことが出来ました。